# 水質汚濁に係る環境基準

## 1 人の健康の保護に関する環境基準【公共用水域】

1	人の健康の保護に関する環境基準【公共用水域】				
No	項  目	基準値	発生源·用途		
1	カドミウム	0.003 mg∕ℓ以下	合金、メッキ、電池、顔料		
2	全 シ ア ン	検出されないこと。	アクリル樹脂、染料、メッキ、農薬		
3	鉛	0.01 mg∕l 以下	蓄電池、はんだ、クリスタルガラス		
4	六 価 ク ロ ム(※1)	0.02 mg∕ℓ 以下	合金材料、メッキ、皮なめし		
5	砒 素	0.01 mg/l 以下	半導体、合金、顔料、防腐剤		
6	総 水 銀	0.0005 mg∕l 以下	計器類、蛍光灯、殺菌剤、触媒		
7	アルキル水銀	検出されないこと。	試薬、防腐剤、無機水銀から副生		
8	РСВ	検出されないこと。	トランス油、コンデンサー		
9	ジクロロメタン	0.02 mg∕l 以下	洗浄剤、溶剤、発泡剤		
10	四塩化炭素	0.002 mg∕l 以下	フロンガス等の原料、洗浄剤		
11	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg∕l 以下	樹脂の原料、溶剤、殺虫剤		
12	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	塩化ビニリデン樹脂の原料		
13	シス-1, 2-ジクロロエチ レン	0.04 mg∕ℓ 以下	溶剤、他の塩素系溶剤の原料		
14	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	金属洗浄剤		
15	1, 1, = 1 , ,	0.006 mg∕l 以下	塩化ビニリデンの原料、溶剤		
16	トリクロロエチレン(※ 2)	0.01 mg∕l 以下	脱脂洗浄溶剤		
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	ドライクリーニングの溶剤、脱脂		
18	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg∕l 以下	殺線虫剤、土壌くん蒸剤		
19	チウラム	0.006 mg/l 以下	殺菌剤、ゴム製造の加硫促進剤		
20	シマジン	0.003 mg/l 以下	除草剤		
21	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	除草剤		
22	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	合成ゴム等の原料、溶剤		
23	セレン	0.01 mg/l 以下	<u> </u>		
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	10 mg/l 以下	金属表面処理、ニトロ化合物の合成		
25	ふっ素	0.8 mg/l 以下	ガラス等の表面加工、代替フロン		
26	ほう素	1 mg/l 以下	ガラス繊維原料、消毒剤		
27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	溶剤、潤滑剤、医薬品の原料		

- ※1 令和 4 年 4 月 1 日に環境基準が 0.05mg/Q以下から 0.02mg/Q以下に改正されました。
- ※2 平成 26 年 11 月 17 日に環境基準が 0.03 mg/ Q 以下から 0.01 mg/ Q 以下に改正されました。

### 2 生活環境の保全に関する環境基準【河川(湖沼を除く。)】

### ア 生活環境の保全に関する環境基準

河 川 名	柳瀬川・不老川			
項目	基準値(C類型)			
水素イオン濃度(pH)	6.5以上8.5以下			
生物化学的酸素要求量(BOD)	5 mg/l 以下			
浮遊物質量(SS)	50 mg/l 以下			
溶存酸素量(DO)	5 mg/l 以上			
大腸菌数	_			

### イ 水生生物の保全に係る環境基準

項目	類型	基準値		
全亜鉛	生物B	0.03 mg/l 以下		
ノニルフェノール	生物B	0.002 mg∕l 以下		
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	生物B	0.05 mg/l 以下		

#### 3 地下水

No	項目	基準値	発生源·用途				
1~26	「1 人の健康の保護に関する環境基準【公共用水域】」の No. 13 を除く No. 1~27 と同じ。						
27	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l 以下	樹脂の原料				
28	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	溶剤、他の塩素系溶剤の原料				

#### [備考]

- 1. 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については最高値、2 の生活環境項目の基準値については日間平均値とします。
- 2. 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。
- 3. 地下水の1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、シス体とトランス体の濃度の和です。
- 4. 1 mg/L は 1000 μg/L と同値です。

## 用語解説

### 生活環境項目

環境基本法に基づき、生活環境の保全のために定められている水質汚濁の環境基準です。河川については、pH、BOD等が定められています。

#### 健康項目

環境基本法に基づき、人の健康の保護のために定められる水質汚濁の環境基準です。カドミウム、シアン、ふっ素、ほう素等の 27 項目が定められています。

### 要監視項目

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定されたものです。現在は26項目が設定されています。

### 底質

河川、湖沼、海洋等の水底を構成している物質です。魚 介類等の生息の場であると同時に、水質汚濁に関する化 学物質等が蓄積・溶出する媒体でもあります。

## 水素イオン濃度(pH)

酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のことであり、pH 7が中性、これより数値が低くOに近づくほど強い酸性を示し、これより数値が高く 14 に近づくほど強いアルカリ性を示します。

#### ょうぞんさんそりょう **溶存酸素量(DO)**

水に溶解している酸素の量のことです。水生生物の生息 に必要であり、数値が大きいほど良好な環境です。

### 生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排出水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標のひとつで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

#### ふゆうぶっしつりょう

## 浮遊物質量(SS)

水中に浮遊している2mm以下の物質の量のことをいい、数値(mg/L)が大きい程、その水の濁りが多いことを示します。

### 化学的酸素要求量(COD)

水の汚れを示す指標の一つで、水中の有機物質を酸化 剤で酸化したときに消費される酸素の量です。この値が大 きいほど水が汚れています。

### 大腸菌数

ふん便による水の汚染の可能性を知る指標です。大腸菌自体は一般に病原性を持ちませんが、水中から大腸菌が多量に検出された場合は、生のし尿が混入している可能性があり、赤痢、腸チフス、コレラなどの病原性細菌が存在する危険性が疑われます。

#### 75%値

BODやCODの測定値を水質の良いものから順に並べたとき、75%目に当たる数値です。この値でBODやCODの環境基準の適合状況を評価します。

# しょうさんせいちっそ 硝酸性窒素

肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウム が酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、 富栄養化の原因となります。水道水の水質基準及び河川な どの公共水域の水質等の環境基準が設けられています。

### 塩化物イオン

塩素化合物、例えば塩化ナトリウム(食塩の主成分)や塩 化マグネシウムなどが、水中で電離したときに生じます。塩 化物イオンは天然水中にも存在しますが、食塩などの塩化 物を使用する工場の排水や生活排水中にも存在していま す。

## アンモニア性窒素

窒素酸化物の一形態で、アンモニウム塩に含まれる窒素を言います。たんぱく質等の分解などによって生成するアンモニウム塩は、水質汚濁の指標となります。